

2017年
(平成29年)

8月号

なら

通巻360号

労働時報

CONTENTS

- ご存じですか?労働委員会1
- 平成28年度 職場環境調査結果概要2
- 「ストレスチェック制度」導入をサポートします3
- 育児休業取得促進事業補助金4
- 社員・シャイン職場づくり推進表彰企業の表彰式5
- 中小企業労働相談所について5
- 労務改善Q&A6
- 奈良県の労働経済主要指標6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県社会保険労務士会館
☎0120-450-355
月～金 9時～18時
対面相談は水曜日に開催しています

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)
☎0742-26-6900
第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)
☎0745-22-6631
第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごとセンター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごとセンター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

☆ご存じですか?労働委員会☆

労使間のトラブル解決をお手伝い!!

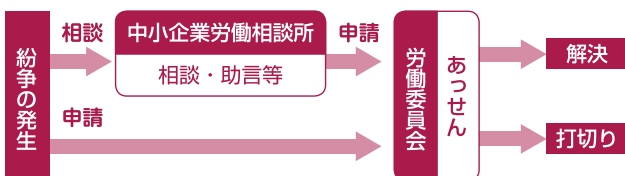
奈良県労働委員会

労働委員会では、個々の労働者や労働組合と使用者(事業主)との間に発生したトラブルで自主的な解決が困難な場合、労使の間に入り、双方の主張を整理しながら、トラブルの平和的な解決のお手伝いをしています。

10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です!

- ◆「個別労働関係紛争処理制度」って?
○個別労働関係紛争というのは、個々の労働者と事業主との間で起きたトラブルをいいます。
○労働問題の専門家であるあっせん員が、公正・中立な立場で、トラブルの解決に向けて支援する制度を「個別労働関係紛争処理制度」といいます。
- ◆「個別労働関係紛争処理制度」周知月間
全国の各労働委員会と中央労働委員会では、毎年10月を制度「周知月間」と定め、PR活動や制度普及のための活動を行っています。

あっせんの流れ



委員による労働相談会を開催します。

奈良県労働委員会では周知月間の取り組みとして、委員による労働相談会を下記のとおり開催します

日時：10月1日・22日(日) 13時30分～14時45分
10月12日(木) 15時～16時

場所：10月1日・橿原文化会館(橿原市北八木町3-65-5)
10月12日・奈良総合庁舎(奈良市法蓮町757)
10月22日・奈良県産業会館(大和高田市幸町2-33)(予定)

概要：労働者側、使用者側と中立の立場の3名の労働委員会委員が相談員となって、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。
一人30分程度です。

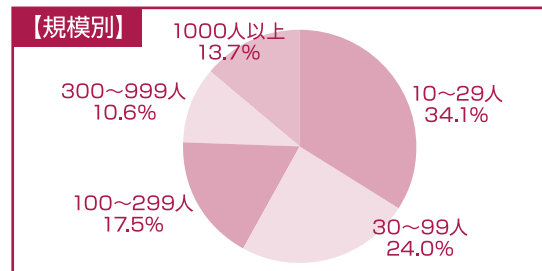
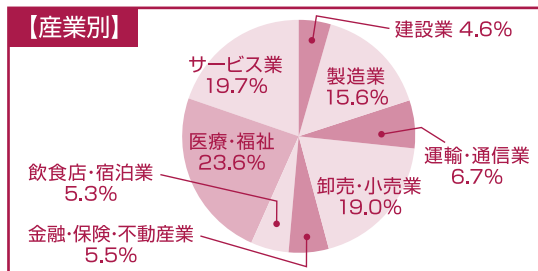
費用：無料
対象：奈良県在住又は在勤の労働者
奈良県内に事業所のある使用者(事業主)

申込み：事前予約制です。
下記へお問い合わせください。

問合せ：奈良県労働委員会事務局
〒630-8113 奈良市法蓮町757奈良県奈良総合庁舎内
電話番号 0742-20-4431

平成28年度 職場環境調査結果概要

- 1 調査目的
 - 育児・介護休業法等の制度規定利用状況など県内労働条件の実態を把握する。
- 2 調査対象
 - 県内の常用雇用者10人以上の事業所を産業分類別に1,500件無作為抽出
- 3 調査項目
 - ①仕事と家庭の両立支援の取り組み ②男女均等な取扱い ③短時間勤務など多様な働き方について
 - ④労働時間・休日・休暇 ⑤仕事と治療の両立支援の取組 ⑥非正規従業員の労働実態
- 4 調査方法
 - 郵送配布、郵送回収
- 5 調査基準日
 - 平成28年7月31日現在
- 6 回収結果
 - 有効回答416事業所(27.7%) 有効回答は産業別には医療・福祉が最も多く(98)、企業全体の常用雇用者数の規模別では10~29人が最も多く(142)なっています。

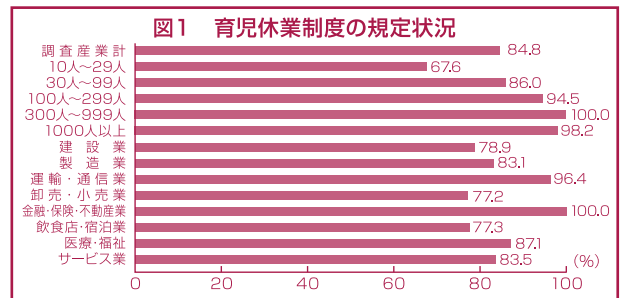


I 仕事と家庭の両立支援の取り組み

(1)育児休業制度の規定状況

育児休業制度を就業規則等に規定している事業所は84.8%で、企業全体の常用雇用者数の規模別にみると、300~999人で100%と割合が最も高く、10~29人が67.6%と最も低くなっています。

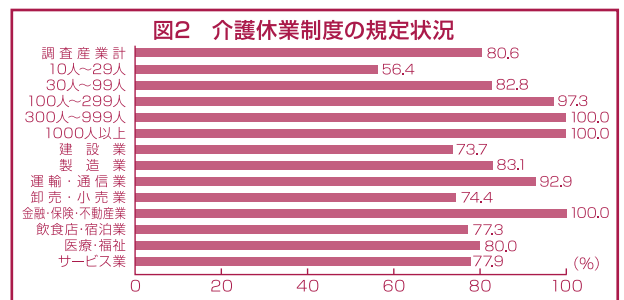
産業別では、金融・保険・不動産業が100%と最も高く、次いで運輸・通信業が96.4%、医療・福祉が87.1%の順となっています。(図1)



(2)介護休業制度の規定状況

介護休業制度を就業規則等に規定している事業所は80.6%で、企業全体の常用雇用者数の規模別にみると、300~999人と1000人以上が100%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、10~29人が56.4%となっています。

産業別では、金融・保険・不動産業が100%と最も高く、次いで運輸・通信業が92.9%、製造業が83.1%の順となっています。(図2)

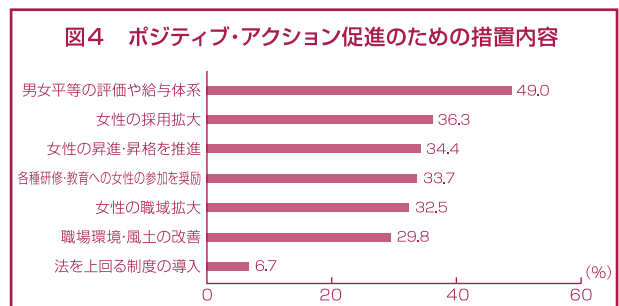
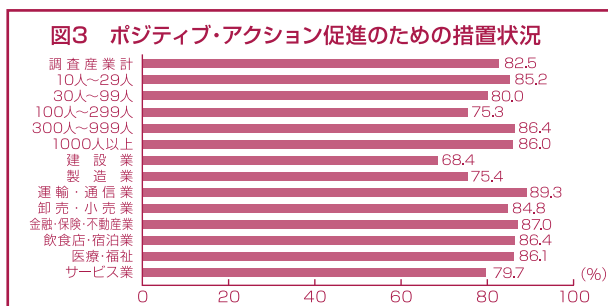


II 男女均等な取扱い

ポジティブ・アクションの取組み

ポジティブ・アクションの促進のための措置の実施状況を見ると、何らかの措置を行っている事業所が82.5%となっています。(図3)

措置内容(複数回答)をみると、「男女平等の評価や給与体系」が49.0%と最も高く、次いで「女性の採用拡大」が36.3%、「女性の昇進・昇格を推進」が34.4%の順となっています。(図4)



◆平成28年度職場環境調査結果は、雇用政策課HPに掲載しています。
 雇用政策課HP → 統計調査・発行資料 → 労働に関する調査・統計(奈良県雇用政策課発表)
<http://www.pref.nara.jp/23957.htm>

「ストレスチェック制度」導入をサポートします。

実施方法について
質問したい

ストレス チェック制度 サポートダイヤル

電話相談窓口を開設しています。
電話番号:全国統一ナビダイヤル
0570-031050
※通話料金がかかります。
開設時間:平日10時~17時

直接会社に来て
助言してほしい

個別訪問支援

メンタルヘルス対策の専門家が、直接事業場を訪問して、ストレスチェック制度の導入について、各事業場の状況にあった具体的なアドバイスをします。

具体的な実施方法
などを学びたい

ストレスチェック制度 などをテーマとした 研修会

奈良産業保健総合支援センターでは、産業医などの産業保健スタッフを対象として、ストレスチェック制度、メンタルヘルス対策等をテーマに各種研修会を開催しています。
※テーマ、開催日程等は、ホームページをご覧ください。

小規模事業場への
支援を活用したい

ストレスチェック実施 促進のための助成金

従業員数50人未満の事業場が、ストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、費用の助成を受けられる制度です。

事業主がストレスチェック後の面接指導を実施する産業医資格を持った医師と契約し、

- ① ストレスチェック(年1回)を行った場合、
1従業員につき500円を上限として、その実費額を支給
- ② ストレスチェック後の面接指導などの医師による活動を受けた場合、
1事業場あたり1回の活動につき21,500円を上限として、
その実費額を支給(1事業場につき年3回を限度)

全てのサービスは
無料です。
皆様のご利用を
お待ちしております。



さんぼくん

産業保健総合支援センター

独立行政法人労働者健康安全機構では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、全国47の都道府県に産業保健総合支援センターを設置しております。

産業保健総合支援センターの主な業務

- 1. 産業保健に関する専門的相談
- 2. 産業保健に関する研修会・セミナー
- 3. 情報の提供、広報・啓発
- 4. メンタルヘルス対策の普及促進
- 5. 事業場における治療と職業生活の両立のための支援
- 6. 地域窓口(地域産業保健センター)の運営



独立行政法人労働者健康安全機構
奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115
奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3F
TEL 0742-25-3100 <http://naras.johas.go.jp/>

育児休業期間中の従業員に経済的支援を行う
事業者のみなさまへの

補助金があります



**育児休業取得促進事業補助金とは、
育児休業期間中の従業員に育児休業給付金に上乗せして
経済的支援※1を行った事業者へ補助※2をおこなうものです。**

- ※1 経済的支援とは、事業者が対象従業員に支払う賃金等をいいます。
ただし、労働の対価として支払われる賃金及び出産祝い金等、個人的臨時的に支払われる金銭または共済等が支給する手当は除きます。
- ※2 補助期間は、育児休業開始後180日に達した日の翌日以降、育児休業給付金が支給される期間です。

育児休業取得促進事業補助金

育児休業期間中の従業員に育児休業給付金に上乗せして支払った賃金等の額に補助率を乗じた額を助成します。

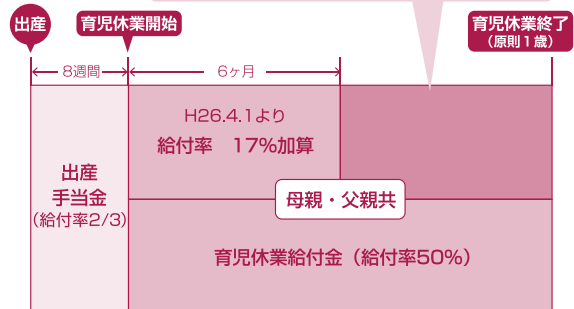
補助率 10/10

上限 育児休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の17%

補助対象期間 育児休業開始後180日に達した日の翌日以降、育児休業給付金が支給される期間

※申請の際には、交付申請書に添付書類(裏面参照)を添えて、奈良県雇用政策課に提出していただきます。

事業者が賃金等を上乗せして支給した場合に、
県が17%の範囲内で事業者に補助



詳細については、奈良県 育休補助金

検索

奈良県雇用政策課労政福祉係
☎0742-27-8828

奈良県社員・シャイン職場づくり推進表彰企業の 表彰式を行いました!!

仕事と生活の調和のとれた、障害者や高齢者、育児・介護中の労働者など全ての人が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業に登録していただく「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録制度も開始から10年目を迎えました。

平成28年度は18社が登録、現在、登録企業数は146社となりました。(平成29年6月30日現在)業種・従業員規模などはそれぞれ違いますが、各事業所とも工夫をしながら取組をされています。そのうち、特に優れた取組を行っている1社に対し、知事から表彰を行いました。

今後表彰企業を訪問し、取組のきっかけやメリット・苦労した点などを取材し、次号以降で紹介します。



平成28年度表彰企業

[仕事と家庭の両立推進部門表彰]
株式会社JTB西日本

奈良県社員・シャイン職場づくり推進登録企業を 募集しています!!

今年度も引き続き社員・シャイン職場づくり推進登録企業を募集します。

働きやすい職場づくりの取組は、従業員のモチベーションや企業イメージのアップ、企業活力・生産性の向上などに結びつく「あすへの投資」です!

従業員全員がいきいきと働く元気な企業を目指しませんか?

ご登録お待ちしております!!



申請及び問い合わせ先

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県産業・雇用振興部雇用政策課 労政福祉係

TEL: 0742-27-8828

※登録要件など詳細は、雇用政策課
ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

登録すると…

- ★県HPで取組内容を紹介。企業HPへリンク。
- ★労働関係情報誌等で紹介。
- ★商工中金や県の制度融資の利用(審査あり)。
- ★表彰企業は、新聞や県広報誌で紹介。
- ★奈良県公契約条例において加点評価されます。

☆中小企業労働相談所について☆

平成29年4月1日より労働相談業務を民間事業者へ委託しています。

- ・中小企業労働相談所(奈良)の場所が、**奈良県社会保険労務士会館3階**になりました。
- ・月～金曜日、9時～**18時**に延長しました。
- ・社会保険労務士資格保有者の専門相談員が対応します。
- ・障害のある方、病气療養中の方等やむを得ない理由をお持ちの方(自力で移動できない方)で面談を希望の場合は、出張相談に応じます。

(その他の情報については、表紙記載の「労働相談ダイヤル」を参照)

労務改善 Q&A



Q 入社二年目の社員です。仕事にも慣れ、学生時代の友人と一年ぶりに会う機会が出来たので、会社に有給休暇を申請したところ、「遊び目的の有給休暇は認められない」と申請を断られてしまいました。有給休暇は利用目的に限られるのでしょうか。



A 有給休暇は利用目的を問われること無く取得することができます。休暇については法律で基準が定められています。(労働基準法第39条) 年次有給休暇制度では半年以上継続して働き、全労働日の8割以上の出勤で10日を付与され、以降一年ごとに取れる日数は増加します。

有給休暇を取得する理由は休養のためでもレジャーのためでも、利用目的は問われること無く取得することができます。(労働基準法第39条)ただし、会社の正常な運営を妨げる場合、会社は別の日に休暇を変更することができます。就業規則などで「申請は3日前までに」などと規定されている場合もありますので、確認をしてみましょう。

また、正社員でなくアルバイト(パートタイム労働者)でも、6ヶ月以上の継続勤務、全労働日の8割以上の出勤と週5日以上の勤務又は週の労働時間が30時間以上という3つの要件を満たせば正社員と同じ日数が付与され、週4日以下の勤務かつ週の労働時間が30時間未満の場合でも、所定の労働日数に応じて有給休暇が付与されます。

例) 正社員や、週5日以上の勤務又は週の労働時間が30時間以上の場合

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

これってあり?~まんが知って役立つ労働法Q&A~

(厚生労働省) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成25年度	1,383,549	62,400	83,829	1.34	270,251	226,474	0.84 (0.97)
26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
27年度	1,369,362	58,675	92,815	1.58	244,184	253,703	1.04 (1.23)
平成28年11月	1,356,362	3,933	8,439	1.88	18,312	23,526	1.22 (1.41)
12月	1,355,977	3,152	7,229	1.85	16,884	22,901	1.24 (1.43)
平成29年1月	1,355,413	4,813	9,071	1.91	17,558	23,416	1.22 (1.43)
2月	1,354,484	4,793	9,536	1.93	18,407	24,713	1.22 (1.43)
3月	1,353,081	5,248	8,091	1.67	19,770	24,286	1.21 (1.45)
4月	1,351,143	4,449	8,322	1.87	18,653	23,116	1.24 (1.48)
5月	1,351,511	4,337	9,354	2.16	18,888	24,320	1.29 (1.49)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成25年	261,524	222,481	137.1	8.2
26年	264,538	223,388	136.4	8.1
27年	262,762	224,887	134.4	7.3
平成28年10月	229,638	228,021	133.7	7.8
11月	230,714	225,930	135.9	8.0
12月	456,962	226,441	135.8	8.7
平成29年1月	240,854	227,745	126.9	7.3
2月	232,807	231,170	135.1	7.9
3月	241,777	226,777	134.3	7.9
4月	241,727	236,216	142.3	8.4

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻360号 平成29年8月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>